

渡良小学校いじめ防止基本方針

1 目的

心身の健全な成長を妨げたり、生命の安全を脅かしたりするいじめ事案を0にするために、日常の児童観察や望ましい人間関係の形成のための積極的指導を通して、いじめ見逃し0を目指す。

2 いじめに対する基本認識・定義

(1) 基本認識

渡良小学校では、以下のような基本認識をもっていじめ問題に臨む。

いじめは、

- ①どの児童にも起こり得るものである。
- ②人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- ③大人の気付きにくいところで行われていることが多く発見しにくい。
- ④いじめられている側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤内容により、暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触する。
- ⑥教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦家庭教育の在り方に大きく関わりをもっている。
- ⑧学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組まなければならない問題である。

(2) 定義

渡良小学校が定めるいじめの定義は以下の通りである。

内容	レベル
①冷やかし からかい 悪口等	ア 日常の関わりの中での言い合い イ 固定化された方向性 ウ 恒常化・長期化
②仲間はずれ 集団無視	ア 何となくグループ化する（排他的ではない） イ 明確な意識化・意図 ウ 恒常化・長期化
③ぶつかられる・叩かれる・蹴られる	
④金品をたかられる・隠される・盗まれる・壊される・捨てられる	
⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる・させられる	
⑥パソコンや携帯電話による誹謗中傷等	

いじめ事案が発生した場合、またはいじめ事案と思われる事案が発生した場合は、

- ①、②については、すぐにレベルの見極めを行い、対応策を検討する。③～⑥については、すぐに対応策を検討する。

また、解決の判断については、被害児童がいじめと捉えなくなる状態かつ第三者からも同様の判断ができる状態になってから、3ヶ月を経過したときとする。

3 いじめ防止のための諸対策

いじめ問題に取り組むにあたって、次のような手立てを迅速・的確に、組織的に行う。

(1) 「渡良小学校いじめ防止委員会」の設置

①果たすべき役割

- 計画の策定や内容・見直しとそれらに関する提言
- いじめ防止に関する取組状況のチェック
- 具体的事例の検証
- 事例解決に向けての対応
- いじめに関する情報収集の窓口
- 家庭や地域への提言・呼びかけ

②構成員

- 校内委員（全教職員）
- 校外委員（渡良っ子育成協議会）

③会議開催計画

- 校内委員会 ※毎月1回第4水曜日に開催
- 校外委員会（渡良っ子育成協議会）
 - 定例会 年間2回（8、1月）
 - 臨時会 必要が生じた場合には緊急に開催
 - ※臨時委員については必要に応じて招聘

(2) いじめ防止に向けての具体的取組

①未然防止のために

- 学級づくりの充実（年間）
- 一人一人の気持ちの安定（年間）
- 望ましい言葉遣い、言動等の定着（年間）
(学校全体の生活目標、各学級の目標)
- 渡良っ子の心を見つめる教育週間の取組の充実（6月）
- 人権週間の取組の充実（12月）
- 学級懇談会における保護者への情報提供と助言（随時）
- 学校だより等による保護者への呼び掛け（随時）
- 「渡良っ子5つのきまり」を通した啓発

②早期発見のために

- 日常の関わりの中での観察・気づきの充実
※特に授業外の時間の観察を充実させる
- 各種の子どもの記録や声等の観察・気づきの充実
- 定例会（毎月1回）における情報交換・共有の充実
- 子ども理解支援シート記録（年間2回）
- なかよしアンケートと教育相談の実施（毎月20日）

③迅速・的確・組織的に対応するために

○報告、連絡、相談の徹底

○発見から情報共有、方針決定、方針を受けた指導実施までの基本的な情報の流れ

発見者 → 生活指導主任 → 教頭 → 校長（協議・対応策決定）

校長 → 教頭 → 生活指導主任 → 担任・関係教諭・全職員

※事例の内容やレベルによって柔軟に対応する

○具体的な指導の流れと留意点

把握した情報 ↓ 事実確認（一次） ↓ 事実確認（二次） ↓ 指導方針決定 ↓ 指導 ↓ 保護者への連絡 ↓ 指導後の見守り	<ul style="list-style-type: none"> ○把握した情報は迅速に報告・連絡する。 ○被害者・加害者・関係者、それぞれから状況を入念に聞き取る。 ※予想される内容に応じて複数の教員が、別室で行う等の工夫をする。 ○正直には言えない部分があることを前提にして、共感的な姿勢で聞き取る。 ○担当者が聞き取った内容をつき合わせて、より正確な事実を把握する。 ○校内委員会により指導方針を決定する。 ※指導内容・指導の役割分担・指導場所・指導時間・保護者への連絡等 ○児童の立場を理解して、教師の立場で指導する。 ○どのような理由があれ、いじめるような行為はしてはならないことを徹底する。 ○いじめは、内容によっては、警察等での指導を受けることになることをわからせる。 ○被害者については、今後も守ること、何かあったらすぐに知らせることを伝える。 ○決して繰り返さないこと等を含めて、加害者から被害者への謝罪をさせ、今後の過ごし方について指導する。 ○正しくつかんだ事実関係及び指導内容について、正確に保護者に伝える。 ○保護者に対して、発生した事例を受けて、子どもに、保護者のどのような態度を見せることが再発防止につながるかを第一に考えることを働きかける。 ○保護者間の関係調整については、必要に応じて介入する。 ○一応の解決を見た後も、関係児童を中心に見守り・見届けを継続する。 ○毎月の定例会でも、継続して情報共有を行い全職員で見守ることを徹底・継続する。 ○いじめの行為がやんでいる状態が3か月継続。 ○被害者が心身の苦痛を受けていない。
--	--

◆重大事案が発生した場合

- 以下の方法をとり、外部機関と連携しながら対応する。
- 臨時いじめ対策委員会（校外委員）の開催
 - ※内容報告・対応策提案・意見聴取・協議
 - ※いじめ対策委員会等を通じて必要に応じて警察等、外部関係機関とも連携
 - 壱岐市教育委員会への連絡
 - ※内容報告・対応策等に関する相談・指導
 - ※S C、SSWの派遣依頼等

④ネットいじめに対応するために

- 保護者の対応力の向上
 - ※ネットの怖さ、知識もないまま使わせることは凶器を持たせることと同じであるという認識等に関する情報提供（随時）
 - ※外部専門家による研修会の開催（数年に1回）
 - ※被害にあった場合の相談窓口の情報提供（随時）
- 児童のネットモラルに関する指導
 - ※渡良小学校情報モラルに関する指導のカリキュラムに基づいた指導の徹底

⑤教職員の発見力・対応力を高めるために

- 毎月1回の校内委員会を最も具体的・実践的な研修の場と位置づけ、事例の見方、いじめの背景、児童の心理面に関する知見等の情報を共有する。
- 学期に1回ずつ、管理職員は「生徒指導提要」「いじめ対策ハンドブック」を活用して、いじめ防止に効果的と思われる情報を提供し、研修を深める。
- その他必要に応じて、校内研修を実施する。
- 本校独自の統合型の個人ファイル（生徒指導・特別支援教育の個別の指導計画の内容も含んだもの）を作成し、児童に関する情報を全員で共有できるようにする。